

「教育等の振興に関する施策の大綱」と「第2期高知県教育振興基本計画」について

教育基本法（平成18年12月22日法律第120号） 抜粋

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

（平成26年6月20日法律第76号） 抜粋

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

国の状況

第1期教育振興基本計画
（平成20年7月1日 閣議決定）
計画期間：H20年度～H24年度

バージョンアップ

第2期教育振興基本計画
（平成25年6月14日 閣議決定）
計画期間：H25年度～H29年度

県の状況

参酌

高知県教育振興基本計画
（平成21年9月 高知県教育委員会策定）
計画期間：概ね10年間

重点的に実施
する施策

高知県教育振興基本計画 重点プラン
（平成24年3月 高知県教育委員会策定）
計画期間：H24年度～H27年度

バージョン
アップ

県の対応

参酌

第2期高知県教育振興基本計画の策定

- 「高知県教育振興基本計画検討委員会」において検討
 - 第1回 平成27年12月3日
 - 第2回 平成28年1月13日
 - 第3回 平成28年2月(調整中)
- 大綱の施策の基本方向を踏まえ、具体的な事業計画まで規定
- 現行の教育振興基本計画と重点プランを一体化した計画
- 平成28年3月策定予定
- 計画期間はH28年度～H31年度（4年間）

施策の
基本方向

参酌

大綱の策定

- 知事と教育委員会で構成する総合教育会議で協議のうえ知事が策定
 - ※現在までに5回開催
- 高知県の教育等の振興に関する目標や施策の根本となる方針を定めるもの
- 平成28年3月策定予定
- 計画期間はH28年度～H31年度（4年間）